

<傍聴人注意事項>

- 1 傍聴人は、係員から請求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。
- 2 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
 - (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
 - (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
 - (5) 上記のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。
- 3 傍聴人は傍聴を禁止されたときは、直ちに退場しなければならない。
- 4 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。